



佐賀県公報

平成18年
5月24日
(水曜日)
第 12757号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (六七・生産者支援課) 一

規 則

- 青少年に有害な図書等の指定 (三六〇・こども課) 二
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (三六一・地域福祉課) 三
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (三六二・〃) 三
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (三六三・〃) 四
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (三六四・〃) 五
- 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (三六五・〃) 一
- 生活保護法に基づく福祉用具を担当させる機関の指定 (三六六・〃) 六
- 生活保護法に基づく介護予防福祉用具を担当させる機関の指定 (三六七・〃) 七
- 生活保護法に基づづく指定介護機関の事業所の名称及び住所の変更 (三六八・〃) 七
- 生活保護法に基づづく指定介護機関の開設者の名称及び住所の変更 (三六九・〃) 七
- 生活保護法に基づく施術機関の指定 (三七〇・〃) 八
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (三七一・長寿社会課) 八
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (三七二・〃) 九
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更 (三七三・〃) 二
- 保安林の指定 (三七四・森林整備課) 三

- 貸金業者の業務の停止 (商工課) 三
- 土地改良区の定款変更認可 (農地整備課) 三
- 落札者等の公示 教育委員会事項 (公告) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第六七号)

1 農業改良資金について、貸付対象者に集落営農組織を追加するとともに、当該資金のうち一部の資金については貸付対象者を限定することとした。
(第四条関係)

- 2 その他所要の改正を行なうこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第六十七号

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県農業改良資金貸付規則(平成十四年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「認定」の下に「(以下「貸付認定」という。)」を加え、同条第一号末中「イからニまでの者を主たる構成員とする」及び「協業経営、作業受託組織等であるものに限る。」を削り、「満たすもの」の下に「(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、④を除く。以下「集落営農組織」という。)」を加え、(1)を削り、(2)を(1)とし、(1)の次に次のように

加える。

(2) 一元的に経理を行つてること。

- (3) 原則として五年以内に農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。
- (4) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- (5) 主たる従事者（当該任意団体の運営の中心となる者）が農業経営基本強化促進法第六条に規定する市町が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

第四条第一号に次のように加える。

へ集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体（協業経営、作業受託組織等）のうち、イからニまでの者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、ホの(1)に定める規約を有しているもの

第四条第二号中「限る。」の下に「以下「エコファーマー」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第四号ニに掲げる資金については認定農業者又は集落営農組織で貸付認定を受けたもののみを、同号ホ及びヘに掲げる資金については認定農業者で貸付認定を受けたもののみを、同号トに掲げる資金のうち農業経営の改善によつて必要となる農薬費、資材費その他の費用に充てるのに必要な資金については認定農業者、集落営農組織又はエコファーマーで貸付認定を受けたもののみを貸付対象者とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行つた農業改良資金から適用し、同日前に

○告示

●佐賀県告示第三百六十号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

貸付けの決定を行つた農業改良資金については、なお従前の例による。

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-42	ドキッ！スペシャル 6月号	株竹書房	16611-6	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-43	VITAMAN 月刊 ビタマン 6月号	株竹書房	07653-6	
"	18-44	COMIC ペンギンクラブ Vol.238 6月号	辰巳出版株	17999-6	
"	18-45	Lady's Comic Special AYA 6月号	宙出版	09671-06	
"	18-46	人妻 本当にあったHな話 Vol.11 別冊本当にあったHな話 6月1日号増刊	株ぶんか社	18136-6 ①-6/28	
"	18-47	もっとすごい本当のH話コレクション 6月号	株バウハウス	18763-06	
"	18-48	楽しい三十路体験 volume6 プリギャル6月増刊号	マイウェイ出版株	07740-6 ①2006-7/26	
"	18-49	ZUBA ! 【ズバッ !】 6月号	インフォレスト株	15529-6	
"	18-50	DOPE [ドープ] JUN. 1 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN	KKベストセラーズ	16639-6	
"	18-51	月刊 メルフレ ボンバー NO-061 6月号	KKベストセラーズ	08513-06	
"	18-52	Chuッ スペシャル 6月号	株ワニマガジン社	16151-6	

●佐賀県告示第三百六十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	廢止年月日
西有田共立病院	西松浦郡西有田町大木乙二四八五番地三	平成一八・三・一
せとじまクリニック	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一八・四・一
吉本クリニック	鳥栖市堀川町一番一〇号	平成一八・三・一
新生堂医院	唐津市東唐津四丁目六番二五号	平成一八・三・一
酒井眼科医院	武雄市武雄町大字永島一三三四九番地四	平成一八・三・一
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	平成一八・三・一
さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・三・一

○佐賀県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

院 医療法人酒井眼科医	院 医療法人吉本クリニック	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武雄市武雄町大字永島一三三一四九番地四	佐賀市兵庫南三丁目一四番一八号	有田共立病院	西松浦郡有田町立部乙二四八五番地三	平成一八・四・一
吉本クリニック	吉本クリニック	医療法人せとじまく	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一八・三・一

町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	
スマイル歯科医院	三養基郡みやき町大字原古賀七四五〇番地一一	
さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・一・一七

◎佐賀県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

(一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社芝居小屋鶴池

所在地 佐賀市諸富町大字大堂千九百四十七番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 デイサービス春久一座

所在地 佐賀市大和町久池井二千五百八十四番地一

サービスの種類 通所介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 森永整形外科医院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 森永整形外科医院

所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号

サービスの種類 居宅療養管理指導

三

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 森永整形外科医院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 森永整形外科医院

所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 森永整形外科医院

所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社釘本

所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ヘルパーネット青空

所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社釘本

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 訪問介護

所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 佐賀市開成六丁目五番三十七号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 居宅療養管理指導

(三) 所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 グループホーム青空	(三) 所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年三月三十一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社ライフサポートNEO	(三) 所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年三月三十一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 原古賀紀水苑
(二) 所在地 鳥栖市原古賀町八百五十四番地 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人祐愛会	(二) 所在地 鳥栖市原古賀町八百五十四番地 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人祐愛会	(二) 所在地 鳥栖市原古賀町八百五十四番地 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人祐愛会
(一) 所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスゆうあい山浦	(一) 所在地 鹿島市大字山浦東丁五百六番地三 サービスの種類 通所介護 指定年月日 平成十八年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社太陽	(一) 所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスゆうあい山浦
(三) 所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 グループホームひまわりの郷	(三) 所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 有限会社秀栄医療設備	(三) 所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百九十七番地一 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人团如水会

◎佐賀県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 太良町
- 二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 町立太良病院居宅介護支援事業所

- 所在地 藤津郡太良町大字多良一千五百二十番地十二
 指定年月日 平成十八年四月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 有限会社秀栄医療設備

(三) 所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号
事業所の名称及び所在地
名 称 指定居宅介護支援事業所ワエルネス開成

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

◎佐賀県告示第三百六十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 デイサービスセンター善

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 介護予防通所介護

指定年月日 平成十八年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社大平

所在地 小城市牛津町牛津百五十一番地二十四
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 株式会社タイヘイM&C

所在地 小城市三日月町長神田二千二百三十四番地
サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

◎佐賀県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定

により、同法による介護扶助のための福祉用具を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

事業所の名称及び所在地
名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

指定年月日 平成十八年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社大平

所在地 小城市牛津町牛津百五十一番地二十四

事業所の名称及び所在地
名 称 株式会社大平

名 称 株式会社タイヘイM&C
所在地 小城市三日月町長神田二千二百三十四番地

所の名称を変更した旨の届出があつた。
平成十八年五月二十四日

●佐賀県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防福祉用具を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

新	伊万里こころ歯科	所 在 地	変更年月日
旧	伊万里市黒川町塩屋二二七番地一		平成一八・二・一

居宅介護事業

●佐賀県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の名称及び住所を変更した旨の届出があつた。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

平成十八年五月二十四日

居宅介護事業

事 業 所 名		開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	新			
有限会社ヒール	有限会社ケアサポート九州	有限会社ケアサポート九州	佐賀市兵庫町大字渕二三九一番地二	
津二〇番地一七	佐賀市諸富町大字諸富	佐賀市諸富町大字諸富	津二〇番地一七	
平成一八・三・三				

居宅介護支援事業

事 業 所 名		開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	新			
有限会社ヒール	有限会社ケアサポート九州	有限会社ケアサポート九州	佐賀市兵庫町大字渕二三九一番地二	
津二〇番地一七	佐賀市諸富町大字諸富	佐賀市諸富町大字諸富	津二〇番地一七	
平成一八・三・三				

●佐賀県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業

●佐賀県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

施術機関名	所在地	指定年月日
青柳鍼灸院	佐賀市兵庫町若宮一六九二番地三	平成一八・四・一
晃和堂	佐賀市白山二丁目八番二九号	"
藤本治療院	佐賀市大財六丁目一番六号クラウンビル吉田二〇一	"

●佐賀県告示第三百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日	佐賀県知事 古川康
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 株式会社温誠堂	
所在地 唐津市朝日町千三十九番地五	
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	
名 称 株式会社温誠堂福祉事業部	
所在地 唐津市中町千八百二十七番地	
サービスの種類 特定福祉用具販売	
指定年月日 平成十八年五月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 有限会社お世話宅配便	
所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	

五	四	三	(二) (一)	(三)
所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類 特定福祉用具販売
名 称 合資会社壱ツ屋商店	名 称 介護シヨップひとつや	名 称 有限会社ライフ・メディカル	名 称 有限会社ライフ・メディカル	名 称 有限会社やましげ
所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地	所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地	所在地 伊万里市新天町二番地五
(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)
所在地 唐津市町田六百三十七番地一	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 伊万里市新天町二番地五	所在地 伊万里市新天町二番地五	所在地 唐津市町田六百三十七番地一
名 称 株式会社やましげ唐津営業所	サービスの種類 特定福祉用具販売	名 称 株式会社やましげ	名 称 株式会社やましげ	名 称 株式会社やましげ
所在地 唐津市町田六百三十七番地一	サービスの種類 特定福祉用具販売	所在地 唐津市町田六百三十七番地一	所在地 唐津市町田六百三十七番地一	所在地 唐津市町田六百三十七番地一
名 称 有限会社お世話宅配便	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称 有限会社お世話宅配便	名 称 有限会社お世話宅配便	名 称 有限会社お世話宅配便
所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一	所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一	所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(一) 名称	デイサービスお茶しましよ虹の松原	六	(一) 名称	有限会社マイルド
(二) 所在地	唐津市鏡字虹の松原三千七百六十九番地百二		(二) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(三) サービスの種類	通所介護		(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日		(一) 名称	有限会社マイルド
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地			(二) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(三) 名称	株式会社ハートウェル		(三) サービスの種類	特定福祉用具販売
(一) 所在地	京都府京都市中京区手洗水町六百七十一番地		(一) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類			(二) サービスの種類	特定福祉用具販売
(三) 名称	株式会社ハートウェル佐賀店		(三) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(一) 所在地	鳥栖市西新町字所熊千四百二十二番地二百九号		(一) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(二) サービスの種類	特定福祉用具販売		(二) サービスの種類	特定福祉用具販売
(三) 指定年月日	平成十八年五月一日		(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地			(一) 名称	有限会社マイルド
(二) 名称	株式会社やましげ		(二) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(三) 所在地	伊万里市新天町二番地五		(三) サービスの種類	特定福祉用具販売
(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類			(一) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(二) 名称	株式会社やましげ		(二) サービスの種類	特定福祉用具販売
(三) 所在地	伊万里市新天町二番地五		(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(一) サービスの種類	特定福祉用具販売		(一) 名称	有限会社マイルド
(二) 指定年月日	平成十八年五月一日		(二) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地			(三) サービスの種類	特定福祉用具販売
(一) 名称	有限会社アサヒ		(一) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(二) 所在地	武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七		(二) サービスの種類	特定福祉用具販売
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類			(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(一) 名称	有限会社アサヒ		(一) 名称	有限会社マイルド
(二) 所在地	武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七		(二) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類			(三) サービスの種類	特定福祉用具販売
(一) 名称	有限会社アサヒ		(一) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
(二) 所在地	武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七		(二) サービスの種類	特定福祉用具販売
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類			(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類

九	(一) 指定年月日	平成十八年五月一日
(一) 所在地	鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四	
(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類		
(三) 名称	有限会社マイルド	
(一) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定		
(二) 介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。		
(三) 平成十八年五月二十四日		
(一) 佐賀県知事	古川康	
(二) 指定年月日	平成十八年五月一日	
(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地		
(一) 名称	株式会社温誠堂	
(二) 所在地	唐津市朝日町千三十九番地五	
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類		
(一) 名称	株式会社温誠堂福祉事業部	
(二) 所在地	唐津市中町千八百二十七番地	
(三) サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地		
(三) 名称	龟栄建材株式会社	
(一) 所在地	伊万里市伊万里町乙百八十六番地	
(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類		

●佐賀県告示第三百七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

康

<p>五</p> <p>(一) サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売 所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地</p> <p>(二) サービスの種類 介護予防福祉用具貸与 所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社イー・エム・エー 所在地 伊万里市二里町大里甲千四百二十一番地</p>	<p>四</p> <p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 イー・エム・エーメディカル 所在地 伊万里市新天町四百七十五番地三十六</p> <p>(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護予防福祉用具貸与 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>三</p> <p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社イー・エム・エー 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 合資会社壱ツ屋商店 所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護ショップひとつや 所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地</p>
--	--	--

<p>六</p> <p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社お世話宅配便 所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一</p> <p>(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスお茶しましょ虹の松原 所在地 唐津市鏡字虹の松原三千七百六十九番地百二</p>	<p>七</p> <p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ヴァンヴェール 所在地 鸟栖市田代昌町四百六十二番地一</p> <p>(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスこもれび 所在地 鸟栖市田代昌町四百六十二番地一</p>	<p>八</p> <p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ハートウェル 所在地 京都府京都市中京区手洗水町六百七十一番地</p> <p>(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社ハートウェル 所在地 鸟栖市西新町字所熊千四百二十二番地二百九号</p>
--	--	--

九 (一) 指定年月日	平成十八年五月一日		
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市新天町二番地五	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地
名称 株式会社やましげ	名称 有限会社ライフ・メディカル	名称 有限会社	名称 有限会社
(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売
名称 株式会社やましげ	名称 伊万里市新天町二番地五	名称 伊万里市新天町二番地五	名称 伊万里市新天町二番地五
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日	(一) 指定年月日	平成十八年五月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市新天町二番地五	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市新天町二番地五
名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ
所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七	所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七	所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七	所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売
名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日	(一) 指定年月日	平成十八年五月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 唐津市町田六百三十七番地一
名称 有限会社マイルド	名称 有限会社マイルド	名称 有限会社マイルド	名称 有限会社マイルド
所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四	所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七	所在地 唐津市町田六百三十七番地一	所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売
名称 有限会社マイルド	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日	(一) 指定年月日	平成十八年五月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地
名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合	名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合	名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合	名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合
所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防短期入所生活介護	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防短期入所生活介護
名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合	名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合	名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合	名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日	(一) 指定年月日	平成十八年五月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
名称 有限会社ライフ・メディカル	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ
(一) 指定年月日	平成十八年五月一日	(一) 指定年月日	平成十八年五月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四
名称 有限会社ライフ・メディカル	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ	名称 有限会社アサヒ

●佐賀県告示第三百七十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条及び第一百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

○ 公 告

サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
通所介護及び介護予防通所 介護	特定非営利活動法人ゆたたり宅老所おおうり 特定非営利活動法人ゆたたり宅老所ほんまち	藤津郡太良町大字大浦字大 藤津郡太良町大字糸岐一四 煙丙八二三番地二 三〇番地	平成一八・ 三・一・一七
新 旧			

◎佐賀県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をしむ。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川康

一 保安林の所在場所

西松浦郡有田町字碑古場一九三八

二 指定の目的

落石の危険の防止

二 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐によって伐採をする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

（次のとおり）ば、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号の規定により、次のとおり、業務（弁済の受領を除く。）の停止を命じた。

平成18年5月24日

佐賀県知事 古川康

1 処分を受けた貸金業者

- (1) 住所 佐賀郡東与賀町大字下古賀1240番地25
- (2) 商号又は名称 OFFICE匠永
- (3) 氏名 本村 直樹
- (4) 主たる営業所の所在地 佐賀市鍋島町大字森田2053番地3
- (5) 登録番号 佐賀県知事(1)第00852号
- (6) 登録年月日 平成16年6月17日

2 処分をした年月日

平成18年5月9日

3 業務停止の期間

平成18年5月16日から貸金業の規制等に関する法律第24条の7第8項に規定する届出が提出されるまでの間（ただし、180日間を限度とする。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年5月16日大詫間土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年5月24日

佐賀県知事 古川康

○ 案件概要

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年5月24日

收支等命令者

佐賀県教育センター所長 宮 崎 正 則

- 1 落札に係る借入物品の名称
情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成18年4月7日
- 4 落札決定日 平成18年4月27日
- 5 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村 勝臣
 - (2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地
- 6 落札価格 金22,478,400円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 佐賀県教育センター 総務課
 - (2) 所在地 佐賀市大和町大字川上

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月二十四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷